

「防災・減災対策に係る総点検」の結果について

平成23年11月定例会(事前)
防災対策特別委員会(その1)
危機管理部

趣旨

- 東日本大震災における防災拠点施設、避難所等の被災状況を受け、本県における施設の耐震性、ライフライン確保等の現況について把握するとともに、課題に対する対応等の検討
- 想定以上の津波が襲来するという事象が発生した場合の対応策についても検討し、被害想定の見直しの際において迅速な作業が行えるよう準備

概要

○対象機関

・県(各部局)及び市町村(回答:24/24市町村)一部民間施設含む

対象施設・計画等

- ・防災拠点 (217施設 336棟)
- ・避難所 (1,022施設 1,177棟)
- ・学校等施設 (483施設 1,443棟)
- ・学校等避難計画 (438施設)
- ・公共土木施設
(海岸施設、道路、橋梁等)
- ・災害時要援護者支援対策 (1,075施設)
- ・災害時応援協定 (297協定)

点検項目

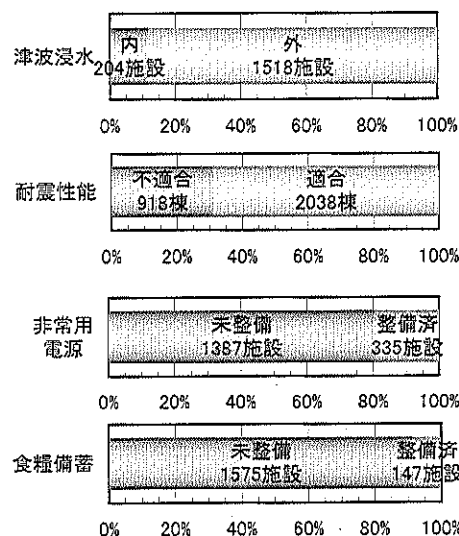
- 津波浸水の有無
- 耐震性能の適否
- ライフライン整備状況
- 通信・情報設備の整備状況
- 食糧・飲料水等の備蓄状況
- その他

結果(課題)

○防災拠点・避難所等の施設(1,722施設 2,956棟)

点検結果

- ・津波浸水
12%の施設が津波浸水区域内に立地
- ・耐震性能
31%の施設が不適合
- ・土砂災害
20%の施設が土砂災害警戒区域内に立地
- ・非常用電源の確保
81%の施設において非常用電源が未整備
- ・通信手段
57%の避難所で衛星電話等の通信手段が未整備
- ・食料、飲料水の備蓄
食糧は91%、飲料水は77%の施設において未整備
- ・避難所運営マニュアル
99.7%の避難所で未策定



今後の対応

- ・今後検討する津波高を踏まえた移転等の浸水対策の実施
- ・計画的な耐震化工事の実施
- ・斜面に近い位置の部屋を避難所等に使用しない等の措置
- ・施設機能維持に必要な自家発電機導入、燃料等の確保
- ・防災行政無線、衛星携帯電話等による通信手段の確保、多重化
- ・備蓄のあり方の検討と、必要となる備蓄品の確保
- ・避難所運営マニュアルの策定

「防災・減災対策に係る総点検」の結果について

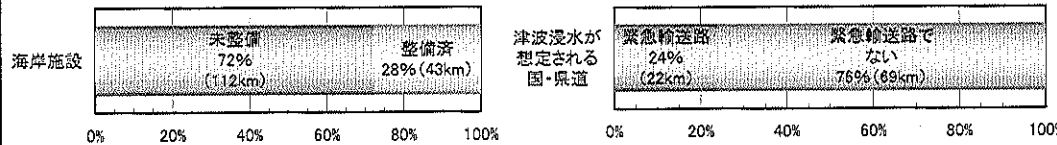
結果(課題)

○学校等避難計画(438施設)

- ・避難マニュアル 22%の施設(97施設)が未策定
- ・津波の避難解除基準 55%の施設(243施設)が未設定
- ・保護者等との連絡体制 15%の施設(65施設)が未整備

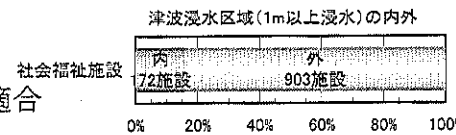
○公共土木施設

- ・海岸施設の津波対策 約72%(112km/全155km)で対策が必要
- ・水門等(1,403施設)の閉鎖
操作責任者所在地から平均1.5km、平均操作時間約6分が必要
- ・津波浸水区域内の国・県道
全延長(約90km)のうち24%(約22km)が緊急輸送路



○災害時要援護者支援対策(社会福祉施設)(1,075施設)

- ・16%の施設(172施設)が、津波浸水区域内(1.0m以上浸水)に立地
- ・耐震性能 約21%の施設(222施設)が不適合



○応援協定(297協定)

- ・他府県、県外市町村との協定締結 22件
- ・締結内容における派遣職員数、物資支援数量等の具体的内容 未規定

今後の対応

○学校等避難計画

- ・避難マニュアルの策定
- ・津波警報発表状況等を勘案した基準設定、市町村と連携した対応の実施
- ・施設の目的や利用形態等を勘案した連絡体制の整備

○公共土木施設

- ・耐震調査に基づく現況施設の評価、検証を行った上で、今後も重要度、緊急性の高い施設から対策工を実施
- ・施設統廃合による施設数の減、電動化による迅速化、常時閉鎖等による対応
- ・緊急輸送路を補完する道路網の確保

○災害時要援護者支援対策(社会福祉施設)

- ・今後検討する津波高を踏まえた、移転等の浸水対策の実施
- ・耐震性能確保について指導を実施

○応援協定

- ・他府県、県外市町村との応援協定の締結
- ・具体的な記述による実効性のある内容への変更